

凍結防止剤移動(搬出)作業手順

・凍結防止剤を薬剤庫からフォークリフトを使用して搬出移動する作業

改定日 2021.4.14

	内 容	留 意 事 項
準備工	<ul style="list-style-type: none"> ・編成表の確認 ・作業打ち合わせ(KY活動)各基地に体制と予報の確認 ・体温測定 ・アルコールチェックを全員に実施 ・作業分担・配置の決定(クレーン操作者を玉掛け作業の責任者とする) ・作業前の打合せを行う ・資格の確認 ・使用機械・工具の点検(トンパック及び天井クレーン) ・作業現場の確認を行う ・使用車両の準備 ・保護具及び服装の確認 ・はい作業主任者の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・編成表の作成時に無資格者が偏らないような編成であるか確認を行う。 ・リスクアセスメントによる危険予知訓練の実施 ・各自体調管理を行う ・合図の確認を行う(緊急時に作業を停止させる合図を含む) ・資格者一覧表及びヘルメットのシールと資格証で資格の有無を確認する 安全日誌に確認結果を記録する。 ・無資格者は作業を行ってはならない。 ・有資格者による作業前点検(フック及び走行車輪、ワイヤーの損傷有無の確認を行う) 安全日誌に点検結果を記録する 点検を行い異常が認められた場合は専門修理業者を手配し、修理が完了してから操作をおこなう ・保管されているトンパック及び吊りかけ紐に損傷が無いか確認する ・運行前点検.各装備のチェック搭載備品の有無確認(積み荷の飛散対策) ・保護具の損傷の有無及び作業服の確認を行う ・はい作業主任者役割 : 別紙資料
凍結防止剤搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫の車両を移動させる(薬剤庫に雪氷車両がある場合) ・天井クレーンにて薬剤庫から凍結防止剤を車両駐車スペースに降ろす。 ・凍結防止剤をフォークリフトで吊り上げ搬出場所へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両をバックさせる場合は必ず誘導を行う ・有資格者による作業の実施(天井クレーン・玉掛け・フォークリフト) ・クレーンの操作は全体の見える番台の上で操作をおこなう ・トンパックは必ず1tづつ吊り積込む ・玉掛け者はフックへ吊り荷を掛けた後、クレーン操作者から見える位置へ離れた後、クレーン操作者へ動作と警笛で合図を行う ・玉掛け者は玉掛けの方法が不適切な場合や不安全な状態を認知した場合は作業を中断し、改善を行う ・クレーン操作者の地切りは30センチ以内の高さで一旦停止し、吊荷の振れの確認を行い振れるようであればフック位置の修正を行う ・操作者は玉掛け者が吊荷から離れたことを確認してからクレーン操作を行う ・クレーン操作者は進行方向の前方や荷振れ方向に人がいないことを確認し操作を行う ・頭上を運搬しないこと ・吊り荷移動中はクレーンの操作者は常に吊り荷の監視を行う ・玉掛け者は吊り荷下に第三者が立ち入らないように監視をおこない、立ち入った場合は直ぐにクレーン操作を中断させること ・フォークリフトの吊り上げ方法と重量の厳守
凍結防止剤積降ろし	<ul style="list-style-type: none"> ・吊り運んだ凍結防止剤をフォークリフトから降ろす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内でのフォークリフト作業は十分注意して作業する。 ・はい作業の積み上げの規定の厳守
後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・終礼の実施 ・使用機材等の片づけをする ・凍結防止剤及び塩水の量を確認し少なければ補充する ・洗車の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメントによる危険予知訓練により実施 ・機材等の損傷等の確認をし翌日の作業に支障の無い様にする ・現場の整理整頓及び足元の確認

注意事項

- ・有資格者の確認及び資格書の携帯
- ・保護具の完全着用
- ・1人作業の禁止

作業編成(標準)	員数	資機材
責任者	1名	
作業員	4名～6名	

安全器具・保護具確認

ヘルメット・反射(自発光)チョッキ
警笛・安全帯